

# 重信川水系工事実施基本計画と重信川水系河川整備基本方針（案） 対 比 表

平成18年3月27日

国土交通省河川局

重信川水系工事実施基本計画と重信川水系河川整備基本方針（案）の対比表

重信川水系工事実施基本計画	重信川水系河川整備基本方針（案）
<p style="text-align: center;">重信川水系工事実施基本計画</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1．河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 …… 1</p> <p>2．河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項 …… 12</p> <p>（1）基本高水並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項 …… 12</p> <p>（2）主要な地点における計画高水流量に関する事項 …… 13</p> <p>（3）主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項 …… 15</p> <p>3．河川工事の実施に関する事項 …… 14</p> <p>（1）主要な地点における計画高水位、計画横断形その他河道計画に関する重要な事項 …… 14</p>	<p style="text-align: center;">重信川水系河川整備基本方針（案）</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1．河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 …… 1</p> <p>（1）流域及び河川の概要 …… 1</p> <p>（2）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 …… 5</p> <p>    ア 災害の発生の防止又は軽減 …… 6</p> <p>    イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 …… 7</p> <p>    ウ 河川環境の整備と保全 …… 7</p> <p>2．河川の整備の基本となるべき事項 …… 10</p> <p>（1）基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項 …… 10</p> <p>（2）主要な地点における計画高水流量に関する事項 …… 11</p> <p>（3）主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項 …… 12</p> <p>（4）主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項 …… 13</p> <p>（参考図）重信川水系図 <span style="float: right;">巻末</span></p>

重信川水系工事実施基本計画と重信川水系河川整備基本方針（案）の対比表

重信川水系工事実施基本計画	重信川水系河川整備基本方針（案）
<p>1．河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>重信川水系はその源を愛媛県温泉郡東三方ヶ森に発し、重信町山之内を南に流れ、川内町吉久において表川を合わせ、西に向きを変え道後平野に出て栺志川、砥部川、内川及び石手川を合わせ、松山市垣生において伊予灘に注ぐ。</p> <p>面積が445km<sup>2</sup>に及ぶ本水系の流域は愛媛県に属し、愛媛県中央部における社会・経済・文化の基礎を成しており、本水系の治水と利水についての意義は極めて大きい。</p>	<p>1．河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>(1) 流域及び河川の概要</p> <p>重信川は、その源を愛媛県東温市の東三方ヶ森（標高1,233m）に発し、東温市山之内を南に流れ、東温市吉久において表川を合わせ西に向きを変え、道後平野に出て栺志川、砥部川、内川及び石手川を合わせ、松山市垣生において伊予灘に注ぐ、幹川流路延長36km、流域面積445km<sup>2</sup>の一級河川である。</p> <p>その流域は、愛媛県中央部に位置し、松山市をはじめ3市2町からなり、流域の土地利用は山地等が約70%、水田や畑地等の農地が約20%、宅地等の市街地が約10%となっている。</p> <p>流域内には、愛媛県の県庁所在地である松山市があり、沿川には、四国縦貫自動車道、国道11号、33号、56号、JR 予讃線等の基幹交通施設が存在し交通の要衝となっている。また、表川合流点から河口までの中・下流域では広大な道後平野が広がり水稲、野菜、花き等の生産が盛んであるとともに、松山市等の中心市街地や河口部に広がる化学工業を中心とした工業地帯を擁し、古くからこの地域の社会・経済・文化の基盤を成している。さらに、皿ヶ嶺連峰県立自然公園、白猪の滝等があり豊かな自然環境に恵まれていることから、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。</p> <p>重信川流域は、上流域は皿ヶ嶺連峰等の1,000mを越える急峻な山地に囲まれ、中流域は大小の支川を合わせ扇状地である道後平野が広がっている。下流域は松山市を中心とする市街地が形成されている。河床勾配は、上流域は1/10～1/65、中流域は1/110～1/210、下流域は1/240～1/940の急流河川である。</p>

重信川水系工事実施基本計画と重信川水系河川整備基本方針（案）の対比表

重信川水系工事実施基本計画	重信川水系河川整備基本方針（案）
	<p>流域の地質は、重信川の南側を東西に走る中央構造線によって、北側の領家帯<sup>りょうけだいたい</sup>と南側の三波川帯<sup>さんぱがわたい</sup>とに分けられる。領家帯は、石手川流域に主に分布する花崗岩類、本川上流域及び流域南斜面に広く分布し砂岩泥岩互層からなる和泉層群<sup>いずみそうぐん</sup>及びそれらの境界部に分布する領家変成岩類よりなる。三波川帯は、結晶片岩を主体とする変成岩類よりなるが、重信川流域では、古第三紀の堆積岩類や新第三紀の火山岩類が広く覆っており、これらの地質構造に起因した土砂崩壊が多く見られる。</p> <p>流域の気候は瀬戸内式気候に属し、温暖で平野部の平均年間降水量は1,300mm程度であり、降雨の大部分は梅雨期と台風期に集中している。年間降水量が少なく、また、急流な扇状地河川で流水が伏流することなどから、しばしば湧水が生じている。</p> <p>表川合流点より上流域では、景観地として有名な白猪の滝、唐岬の滝<sup>からかい</sup>に代表される山地溪谷の景観を呈しており、大部分がスギ、ヒノキを主体とする人工林である。渓流域には、オオタカ、ハヤブサ等の猛禽類、ヤマセミ等の鳥類、カジカガエル等の両生類、アマゴ、カワヨシノボリ等の魚類が生息している。</p> <p>表川合流点から石手川合流点までの中流域では、広い川幅を有した広大な河川空間を形成しているが、扇状地河川であることから流水が伏流するため、しばしば瀬切れを生じている。堤内地では三ヶ村泉、赤坂泉などの伏流水を利用した泉が多く存在している。河原では清冽な湧水があるところにイシドジョウ等の魚類が生息し、砂礫地には、カワラバッタ等の昆虫類が生息している。</p> <p>石手川合流点から河口までの下流域では、水域には、コイ、ヤリタナゴ等の魚類が生息している。ヨシ群落等には、オオヨシキリ等の鳥類やカヤネズミ等のほ乳類が生息している。</p> <p>河口部では干潟が広がり、汽水域特有の環境が形成されている。水際にはヨシ群落等が分布し、アシハラガニ等の底生動物が生息している。河口干潟はハクセンシオマネキ等の底生動物が生息しており、ハマシギ等の鳥類の重要な中</p>

重信川水系工事実施基本計画と重信川水系河川整備基本方針（案）の対比表

重信川水系工事実施基本計画	重信川水系河川整備基本方針（案）
<p>重信川水系の治水事業は、昭和20年に昭和18年7月洪水をもとに、出合地点における計画高水流量を2,800m<sup>3</sup>/sec とし、横河原から河口までの区間及び石手川下流の主要区間について国の直轄事業として改修工事を開始した。昭和41年には、一級水系の指定を行うとともに、多目的ダムの建設を含めた工事実施基本計画を策定した。</p> <p>しかしながら、本流域の社会的、経済的発展にかんがみ、平成7年3月、計画を全面的に改定し、現計画を決定した。</p>	<p>継地ともなっている。</p> <p>重信川の治水対策の歴史は古く、慶長年間（1600年頃）に正木（松前）城主の加藤嘉明が城下町の氾濫を防御するために足立重信に命じ、現在の重信橋付近から下流の伊予川（現在の重信川）を北側に付け替え、その後、松山城を築城するにあたり、湯山川（現在の石手川）を南流させ出合地点にて伊予川（現在の重信川）に合流させたのが始まりである。この功績をたたえて伊予川を重信川と称するようになったと言われている。また、藩政時代に治水対策として整備された霞堤が9箇所現存しており、氾濫水を河道内に戻す機能を有している。</p> <p>重信川の本格的な治水事業は、破堤8箇所、浸水家屋約12,500戸等の未曾有の被害をもたらした昭和18年7月洪水を契機に、昭和20年から基準地点出合における計画高水流量を2,800m<sup>3</sup>/s とし、横河原から河口までの区間及び石手川下流の主要区間を国の直轄事業として改修工事に着手し、築堤や河道掘削を実施した。</p> <p>昭和41年に重信川が一級水系に指定され、基準地点出合における基本高水のピーク流量を3,150m<sup>3</sup>/s とし、石手川ダムにより250m<sup>3</sup>/s を調節し、計画高水流量を2,900m<sup>3</sup>/s とした工事実施基本計画を策定した。昭和48年3月には石手川ダムが完成している。</p> <p>平成7年3月には、流域の社会的・経済的発展に鑑み、基準地点出合における基本高水のピーク流量を3,300m<sup>3</sup>/s、計画高水流量を3,000m<sup>3</sup>/s とする計画に改定し、堤防補強、耐震対策等を実施している。その後も、平成10年10月、同11年9月、同13年6月と相次いで大きな洪水が発生しているとともに、中小洪水でも局所洗掘による護岸崩壊が頻発しており、災害復旧事業を実施している。</p> <p>砂防事業については、大正8年に愛媛県が上流の山腹工の整備に着手したのが始まりであり、昭和18年7月洪水及び同20年10月洪水で発生した山地斜面の崩壊を契機として昭和23年に直轄砂防事業に着手している。</p>

重信川水系工事実施基本計画と重信川水系河川整備基本方針（案）の対比表

重信川水系工事実施基本計画	重信川水系河川整備基本方針（案）
<p>一方、利水面では、本水系の水資源は古くから利用されており、現在約6,400ha に及ぶ耕地のかんがいのための農業用水、昭和32年に建設された湯山発電所による最大出力3,400kw の発電用水、臨海部の工場群への工業用水及び松山市等の上水道用水に利用されている。</p>	<p>河川水の利用については、農業用水及び工業用水については、流域外の<sup>おもご</sup>面河ダムからの補給もあり、約7,700ha の農地でのかんがいの利用や臨海部の工場群への供給が行われている。水道用水については、松山市では水道用水供給量のうち約5割が石手川ダム、約4割が地下水、約1割が伏流水の取水となっており、東温市、砥部町、松前町では地下水の取水となっている。その他、水力発電については、1箇所の発電所により、最大出力3,400kW の電力供給が行われている。</p> <p>重信川流域は、年間降水量が少なく、流域内唯一の多目的ダムである石手川ダムにより利水補給が行われているものの、ダム完成後も平均して約3割の期間において取水制限が実施されており、特に平成6年には、1日のうち最大19時間の断水を含め約4ヶ月間にも及ぶ時間給水が行われた。</p> <p>水質については、重信川においては重信橋上流は AA 類型、重信橋から河口までは A 類型、石手川においては<sup>へんろぼし</sup>遍路橋より上流は AA 類型、遍路橋から重信川合流点までは C 類型となっている。上・中流域においては、おおむね環境基準を満足しているものの、下流域の都市部においては環境基準を上回っている。</p> <p>河川の利用については、河川敷の多くは公園、運動場等として整備され、都市近郊における貴重な憩いのスペースとして花見、花火大会、いもたきなどの各種イベントや散策等に一年を通して利用されている。</p>

重信川水系工事実施基本計画と重信川水系河川整備基本方針（案）の対比表

重信川水系工事実施基本計画	重信川水系河川整備基本方針（案）
<p>本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、河川改修の現状、砂防・治山工事の実施の状況、水害発生状況、河川の利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む。）並びに河川環境の保全を考慮し、また、関連地域の社会・経済の発展に即応するよう、四国地方開発促進計画、愛媛高度技術工業集積地域開発計画、えひめ瀬戸内リゾート開発構想等との調整を図り、かつ、土地改良事業等の関連工事及び既存の水利施設等の機能の維持を十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画に基づき、しばしば水害の発生している地域についての対策に重点を置いて、次の施策を実施するものとする。</p> <p>保全に関しては、河道については、洪水の安全な流下を図るため、堤防の新設及び拡築、掘削等を行って河積を増大し、護岸等を施工する。</p> <p>また、既設石手川ダムにより、洪水調節を行い、下流の洪水被害を軽減する。河口部においては、高潮による災害の防除を図るため、高潮堤防を築造する。洪水等による災害に適切に対処するため、情報伝達体制の整備等の対策を実施する。</p> <p>さらに、人々がつどい、自然とふれあえる水辺空間を創造するため、河川環境の計画的な保全と整備を図る。</p>	<p>（２）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>重信川水系では洪水氾濫等による災害から貴重な生命・財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図る。また、四国最大の都市である松山市において市民の貴重な憩いの場となっている河川空間や沿川の泉及び湿地などの良好な河川環境を保全、継承するとともに、地域の個性と活力や重信川の歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。</p> <p>このような考え方のもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状況、砂防や治山工事の実施状況、水害の発生状況、河川の利用の現状、流域の歴史・文化並びに河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業や下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。</p> <p>治水・利水・環境にわたる健全な水循環系の構築を図るため、流域の水利用の合理化、下水道整備等について、関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となって取り組む。</p> <p>河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に行う。また、上流から海岸までの総合的土砂管理の観点から、流域における土砂移動に関する調査研究に取り組むとともに、安定した河道の維持に努める。</p>

重信川水系工事実施基本計画と重信川水系河川整備基本方針（案）の対比表

重信川水系工事実施基本計画	重信川水系河川整備基本方針（案）
	<p>ア 災害の発生の防止又は軽減</p> <p>災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、流域内の洪水調節施設により洪水調節を行うとともに、流出土砂が多い急流河川であることを踏まえ、重信川の自然環境に配慮しながら、堤防の新設、拡築、河道掘削により河積を増大させ、護岸整備等を実施し、計画規模の洪水を安全に流下させる。特に、急流河川特有の土砂を含んだ流水の強大なエネルギーにより引き起こされる洗掘や侵食から洪水氾濫を防ぐため、護岸の整備等の対策を行う。なお、河道掘削等による河積の確保にあたっては、河道の維持等に配慮するとともに、上流からの土砂供給や河道への堆積状況等を監視・把握しながら計画的に実施し、あわせて適切な維持管理を行う。河口部では、高潮対策を実施する。</p> <p>内水被害の著しい地域においては、関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて内水被害の軽減対策を実施する。</p> <p>急流河川に起因する局所洗掘による護岸崩壊等が頻発していることを踏まえ、堤防、護岸等の河川管理施設の機能を確保するため、平常時及び洪水時における巡視、点検をきめ細かにを行い河川管理施設及び河道の状態を的確に把握し、維持補修、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持するとともに、樋門の遠隔操作化や河川空間監視カメラによる監視等の維持管理の高度化、効率化を図る。また、洪水調節施設については、操作が確実にいえるよう、施設の点検、維持補修を適切に行うとともに、堆砂対策を行い貯水機能の維持を図る。</p> <p>重信川流域は、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されていることから、地震・津波対策を図るため、堤防の耐震対策等を講ずる。</p> <p>また、計画規模を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減できるよう、必要に応じた対策を実施するとともに、中流域に現存する霞堤については適切に存置等を行う。</p>



重信川水系工事实施基本計画と重信川水系河川整備基本方針（案）の対比表

重信川水系工事实施基本計画	重信川水系河川整備基本方針（案）
<p>利用に関しては、流域内の各地域における農業用水及び松山地区における都市用水の需要の増大に対処するため、石手川ダム等により水資源の広域的かつ合理的な利用の促進を図る。</p>	<p>洪水等による被害を極力抑えるため、既往洪水の実績等も踏まえ、洪水予報及び水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画や都市計画との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。さらに、ハザードマップの作成の支援、地域住民も参加した防災訓練等により災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図る。</p> <p>本川及び支川の整備にあたっては、本川下流域及び石手川沿川において人口・資産が特に集積していることから、この地域を氾濫域とする区間の整備の進捗を十分に踏まえて、中・上流域の整備を進める。また、中流域に現存する霞堤をできるだけ存置するなど、本支川及び上下流バランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行う。</p> <p>イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持</p> <p>河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、これまで渇水による取水障害が発生しているとともに、中流域において瀬切れ等が発生し、動植物の生息・生育環境としては必ずしも良好とはいえない。</p> <p>石手川ダムの有効活用を行うとともに、今後とも関係機関と連携して広域的な水融通や水利用の合理化、湧水の利用を図るなどにより、都市用水及び農業用水の安定供給や流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努める。</p> <p>また、渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化などを関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。</p> <p>ウ 河川環境の整備と保全</p> <p>河川環境の整備と保全に関しては、河床の変動性が大きい急流河川としての特性を踏まえて湧水がある礫河床などの動植物の生息・生育環境の保全に努め</p>

重信川水系工事実施基本計画と重信川水系河川整備基本方針（案）の対比表

重信川水系工事実施基本計画	重信川水系河川整備基本方針（案）
	<p>るとともに、流域住民による自然体験活動や環境学習等の河川空間利用が盛んであることを踏まえ、河川利用と河川環境との調和のとれた河川整備に努める。このため、流域の自然的、社会的状況を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理等の目標を定め、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進する。</p> <p>動植物の生息地・生育地の保全については、ハマシギ等の鳥類の重要な中継地となっている河口干潟やアシハラガ二等が生息するヨシ原等の保全に努める。また、アユ等の産卵場や生息の場となっている瀬や、ヤリタナゴ等の生息の場となっている淵の保全に努める。さらに、イシドジョウ等の生息の場となっている清冽な湧水のある礫河床の保全に努める。</p> <p>良好な景観の維持・形成については、河口干潟、広い礫河原など多様な河川景観の保全に努める。</p> <p>人と河川との豊かなふれあいの確保については、流域の人々の生活の基盤や歴史・風土・文化を形成してきた重信川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全を図る。また、都市近郊の憩いの場として高水敷などの水辺空間に対する多様なニーズを踏まえ、自然環境との調和を図りつつ、適正な河川の利用に努める。</p> <p>水質については、流水が伏流し瀬切れが頻繁に発生している中流域を除く常時流水がある区間について、河川の利用状況、沿川流域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関係事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、上流域においては、現状の良好な水質の保全に努めるとともに、都市化の進む下流域においては、水質の改善に努める。</p>

重信川水系工事実施基本計画と重信川水系河川整備基本方針（案）の対比表

重信川水系工事実施基本計画	重信川水系河川整備基本方針（案）
	<p>河川敷地の占用及び許可工作物の設置・管理については、現状の河川敷利用を踏まえつつ、動植物の生息・生育環境の保全に十分配慮するとともに、多様な利用が適正に行われるよう、治水・利水・河川環境との調和を図る。</p> <p>また、環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映させる。</p> <p>地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理を推進する。そのため、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、河川の利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図るとともに、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進する。</p> <p>上流域においては、カジカガエル、アマゴ等が生息する清流環境の保全に努める。</p> <p>中流域においては、イジドジョウ、スジシマドジョウ中型種等の生息環境となる清冽な湧水箇所の保全、沿川の泉や湿地の保全に努める。</p> <p>下流域においては、アユ等の産卵場や生息の場となっている瀬や、ヤリタナゴ、アブラボテ等が生息する淵の保全、ホウロクシギ、ハマシギ等の重要な中継地となっている河口部の干潟やアシハラガニ等の生息するヨシ群落の保全に努める。</p>

重信川水系工事実施基本計画と重信川水系河川整備基本方針（案）の対比表

重信川水系工事実施基本計画	重信川水系河川整備基本方針（案）																														
<p>2．河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項                      (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項</p> <p>イ．重信川                      基本高水のピーク流量は、昭和18年7月洪水、昭和49年9月洪水等を主要な対象洪水として検討した結果、基準地点出合において3,300m<sup>3</sup>/sec とし、このうち石手川ダムにより300m<sup>3</sup>/sec 調節して、河道への配分流量は3,000m<sup>3</sup>/sec とする。</p> <p>ロ．石手川                      基本高水のピーク流量は、昭和18年7月洪水等を主要な対象洪水として検討した結果、基準地点湯渡<small>ゆわたり</small>において770m<sup>3</sup>/sec とし、このうち石手川ダムにより220m<sup>3</sup>/sec 調節して、河道への配分流量は550m<sup>3</sup>/sec とする。</p> <p style="text-align: center;">基本高水のピーク流量等一覧表</p> <table border="1" data-bbox="107 1046 1081 1356"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>基準地点</th> <th>基本高水のピーク流量</th> <th>ダムによる調節流量</th> <th>河道への配分流量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重信川</td> <td>出 合</td> <td>3,300m<sup>3</sup>/sec</td> <td>300m<sup>3</sup>/sec</td> <td>3,000m<sup>3</sup>/sec</td> </tr> <tr> <td>石手川</td> <td>湯 渡</td> <td>770m<sup>3</sup>/sec</td> <td>220m<sup>3</sup>/sec</td> <td>550m<sup>3</sup>/sec</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	ダムによる調節流量	河道への配分流量	重信川	出 合	3,300m <sup>3</sup> /sec	300m <sup>3</sup> /sec	3,000m <sup>3</sup> /sec	石手川	湯 渡	770m <sup>3</sup> /sec	220m <sup>3</sup> /sec	550m <sup>3</sup> /sec	<p>2．河川の整備の基本となるべき事項                      (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項</p> <p>ア 重信川                      重信川の基本高水は、昭和18年7月洪水、同49年9月洪水、平成13年6月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点出合において3,300m<sup>3</sup>/s とし、このうち流域内の洪水調節施設により300m<sup>3</sup>/s 調節して河道への配分流量を3,000m<sup>3</sup>/s とする。</p> <p>イ 石手川                      石手川の基本高水は、昭和18年7月洪水、同49年9月洪水、平成10年10月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点湯渡<small>ゆわたり</small>において770m<sup>3</sup>/s とし、このうち流域内の洪水調節施設により220m<sup>3</sup>/s 調節して河道への配分流量を550m<sup>3</sup>/s とする。</p> <p style="text-align: center;">基本高水のピーク流量等一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1151 1046 2107 1401"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>基準地点</th> <th>基本高水のピーク流量 (m<sup>3</sup>/s)</th> <th>洪水調節施設による調節流量 (m<sup>3</sup>/s)</th> <th>河道への配分流量 (m<sup>3</sup>/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重信川</td> <td>出 合</td> <td>3,300</td> <td>300</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>石手川</td> <td>湯 渡</td> <td>770</td> <td>220</td> <td>550</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	洪水調節施設による調節流量 (m <sup>3</sup> /s)	河道への配分流量 (m <sup>3</sup> /s)	重信川	出 合	3,300	300	3,000	石手川	湯 渡	770	220	550
河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	ダムによる調節流量	河道への配分流量																											
重信川	出 合	3,300m <sup>3</sup> /sec	300m <sup>3</sup> /sec	3,000m <sup>3</sup> /sec																											
石手川	湯 渡	770m <sup>3</sup> /sec	220m <sup>3</sup> /sec	550m <sup>3</sup> /sec																											
河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	洪水調節施設による調節流量 (m <sup>3</sup> /s)	河道への配分流量 (m <sup>3</sup> /s)																											
重信川	出 合	3,300	300	3,000																											
石手川	湯 渡	770	220	550																											

重信川水系工事実施基本計画と重信川水系河川整備基本方針（案）の対比表

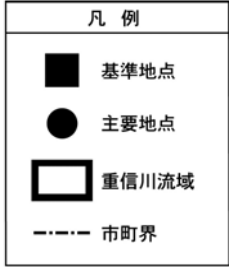
重信川水系工事実施基本計画	重信川水系河川整備基本方針（案）
<p>(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項</p> <p>イ．重信川                      計画高水流量は、表川合流前において700m<sup>3</sup>/sec とし、表川及び拝志川のそれぞれの合流量を合わせ、拝志川合流点において1,800m<sup>3</sup>/sec とする。さらに、砥部川の合流量を合わせ砥部川合流点において2,600m<sup>3</sup>/sec とし、石手川の合流量を合わせ出合において3,000m<sup>3</sup>/sec とし、その下流では河口まで同流量とする。</p> <p>ロ．石手川                      計画高水流量は、湯渡において550m<sup>3</sup>/sec とし、さらに、小野川の合流量を合わせ市坪において760m<sup>3</sup>/sec とする。</p> <p style="text-align: center;">重信川計画高水流量図</p>	<p>(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項</p> <p>ア 重信川                      計画高水流量は、表川や砥部川などの合流量を合わせ、出合において3,000m<sup>3</sup>/s とし、その下流は河口まで同流量とする。</p> <p>イ 石手川                      計画高水流量は、湯渡において550m<sup>3</sup>/s とし、小野川の合流量を合わせ市坪において760m<sup>3</sup>/s とする。</p> <p style="text-align: center;">重信川計画高水流量図</p> <p style="text-align: right;">(単位：m<sup>3</sup>/s)</p>

重信川水系工事実施基本計画と重信川水系河川整備基本方針（案）の対比表

重信川水系工事実施基本計画	重信川水系河川整備基本方針（案）																																														
<p>3. 河川工事の実施に関する事項</p> <p>(1) 主要な地点における計画高水位、計画横断形その他河道計画に関する重要な事項</p> <p>イ. 計画高水位</p> <p>本水系の主要な地点における計画高水位は、次表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">主要な地点における計画高水位一覧表</p> <table border="1" data-bbox="152 694 1093 1356"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>地点名</th> <th>河口又は合流点からの距離 (km)</th> <th>計画高水位 T.P. (m)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">重信川</td> <td>上重信</td> <td>16.4</td> <td>96.45</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高尾田</td> <td>9.4</td> <td>34.33</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出合</td> <td>3.0</td> <td>9.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩屋</td> <td>0.6</td> <td>3.10</td> <td>計画高潮堤防高 5.50m</td> </tr> <tr> <td>石手川</td> <td>市坪</td> <td>重信川合流点から 0.8</td> <td>13.69</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) T.P. : 東京湾中等潮位 : 計画高潮位</p>	河川名	地点名	河口又は合流点からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	摘要	重信川	上重信	16.4	96.45		高尾田	9.4	34.33		出合	3.0	9.70		塩屋	0.6	3.10	計画高潮堤防高 5.50m	石手川	市坪	重信川合流点から 0.8	13.69		<p>(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項</p> <p>本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1227 606 2033 1045"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>地点名</th> <th>河口又は点らの距離 (km)</th> <th>計画高水位 T.P. (m)</th> <th>川幅 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重信川</td> <td>出合</td> <td>3.0</td> <td>9.90</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">石手川</td> <td>湯渡</td> <td>合流点から6.7</td> <td>38.72</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>市坪</td> <td>合流点から0.8</td> <td>13.89</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) T.P. : 東京湾中等潮位</p>	河川名	地点名	河口又は点らの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)	重信川	出合	3.0	9.90	230	石手川	湯渡	合流点から6.7	38.72	130	市坪	合流点から0.8	13.89	90
河川名	地点名	河口又は合流点からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	摘要																																											
重信川	上重信	16.4	96.45																																												
	高尾田	9.4	34.33																																												
	出合	3.0	9.70																																												
	塩屋	0.6	3.10	計画高潮堤防高 5.50m																																											
石手川	市坪	重信川合流点から 0.8	13.69																																												
河川名	地点名	河口又は点らの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)																																											
重信川	出合	3.0	9.90	230																																											
石手川	湯渡	合流点から6.7	38.72	130																																											
	市坪	合流点から0.8	13.89	90																																											

重信川水系工事実施基本計画と重信川水系河川整備基本方針（案）の対比表

重信川水系工事実施基本計画	重信川水系河川整備基本方針（案）
<p>(3) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項</p> <p>重信川における既得水利としては、農業用水及び都市用水として利用されているが、大部分は伏流水による利用であり、その実態は明らかでないものが多い。出合における過去36年間の平均湧水流量は0.5m<sup>3</sup>/sec、平均低水流量は2.2m<sup>3</sup>/sec であり、流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、典型的な扇状地河川であり流水が伏流している現状にかんがみ、重信川の取水実態、水理特性を調査・検討した上で決定するものとする。</p>	<p>(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項</p> <p>重信川における出合地点から下流の既得水利は、農業用水として約0.1m<sup>3</sup>/s、工業用水として約0.6m<sup>3</sup>/s、水道用水として約0.2m<sup>3</sup>/s、合計約0.9m<sup>3</sup>/s の取水がある。</p> <p>これに対し出合地点における過去48年間(昭和31年～平成15年)の平均低水流量は約2.0m<sup>3</sup>/s、平均湧水流量は約0.5m<sup>3</sup>/s である。</p> <p>流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、利水の現況、動植物の生息・生育、流水の清潔の保持等を考慮して、出合地点付近においておおむね2m<sup>3</sup>/s 程度と想定される。</p> <p>今後、特に石手川合流点から菖蒲堰の区間において、流水が伏流している現状や澇筋の変化の激しい河川の特性と動植物の生息・生育に必要な流量との関係並びに表流量と伏流量の相互関係を解明したうえで、決定するものとする。</p>



(参考図) 重信川水系図